

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1 担当する職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）

所属部門 介護予防支援事業所（港島あんしんすこやかセンター）

氏名 _____

連絡先 078-304-2255

（午前9時00分～午後5時30分 土曜日のみ13:00まで）

（日曜、祝日、年末年始は休み）

2 事業所の概要

事業所名	港島あんしんすこやかセンター
所在地	神戸市中央区港島中町2丁目3-3
連絡先	TEL 078-304-2255 FAX 078-304-2244
緊急時の連絡先	TEL 078-304-2255
管理者連絡先 管理者 奥矢登世子	TEL 078-304-2255 FAX 078-304-2244
営業日	平日土曜、（日曜、祝日、年末年始は休み）
営業時間	午前9時00分～午後5時30分まで（土曜日のみ13:00まで）
サービス提供実施地域	中央区港島中町、港島南町、港島、神戸空港 必要に応じて管轄外にも提供

3 当事業所の法人概要

法人名	医療法人 敬愛会
所在地	兵庫県三田市下内神525-1
連絡先（代表）	TEL 079-567-5107 FAX 079-553-9500
法人種別	医療法人
代表者	理事長 大塚 久喜
法人の行う他の事業	救急告示病院、医療療養型医療施設、訪問看護、 介護療養型医療施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 通所リハビリ、介護予防通所リハビリ、 訪問リハビリテーション、居宅介護支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律に基づく 相談支援事業・地域活動支援事業 高齢者支援センターの受託、兵庫県丹波認知症センターの受託 地域包括センターの受託

4 当事業所の従業員

職 種	人 員 数
保健師または看護師	1 人
主任介護支援専門員	1 人
社会福祉士等	1 人
地域支え合い推進員	1 人
その他	1 人

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	事業対象者、要支援1・2の状態の方に介護予防マネジメントを行い、介護予防支援サービス・支援計画の作成を行います。
運営方針	可能な限りご自宅で、ご本人の能力に応じ、自立した生活ができるように援助します。ご本人の選択を尊重しつつ、最適な福祉サービスや保健医療サービスを総合的に受けていただけるよう配慮します。サービスの提供にあたっては、各関係機関との連携に努め、特定の事業所に偏ることなく公正中立に行います。

6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

ただし、委託した場合には、受託居宅介護支援事業者（付属別紙2）が給付管理以外の業務を行います。

内 容	提 供 方 法	保 険 適 用
介護予防サービス 計画の作成 (契約書本文 第4～7条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。 4 介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 	○

<p>介護予防サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)</p>	<p>1 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。</p>	<p>○</p>
<p>サービス実施状況の把握・介護予防サービス・支援計画等の評価 (契約書本文第4条)</p>	<p>1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画の変更等を行います。</p>	<p>○</p>
<p>給付管理 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。</p>	<p>○</p>
<p>相談・説明 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防や介護保険や制度に関することは、幅広くご相談に応じます。</p>	<p>○</p>
<p>医療との連携・主治医への連絡 (契約書本文第4～5条・別紙)</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用時にあたり必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。</p>	<p>○</p>
<p>財産管理・権利擁護等への対応 (契約書本文第4条・別紙)</p>	<p>利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関連する公的機関やあんしんサポートセンター等との連携を図ります。</p>	<p>—</p>
<p>介護予防サービス・支援計画の変更 (契約書本文第5条)</p>	<p>利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービスの変更を行います。</p>	<p>○</p>
<p>要支援認定等にかかる申請の援助 (契約書本文第6条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の意思を踏まえ、要支援認定等の申請に必要な協力を行います。 ・ 利用者の要支援認定有効期間満了の60日前には、要支援認定等の更新申請に必要な協力を行います。 	<p>○</p>
<p>サービス提供記録の閲覧・交付 (契約書本文第7条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 (但し、次項に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります。) ・ 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。 	<p>○</p>
<p>担当職員（神戸市指定介護予防支援業務従事者）の変更</p>	<p>担当職員（神戸市指定介護予防支援業務従事者）の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。</p>	<p>○</p>

利用者の状況の把握	担当職員(神戸市指定介護予防支援業務従事者)が、利用者の居宅を訪問(TV電話等)または電話等により利用者の状況の把握等を行います。 ・介護予防支援、ケアマネジメント従来型の場合は毎月電話等、3月目に訪問又はTV電話等、6月目に訪問 ・ケアマネジメント簡易型の場合は3月目に電話等、6月目に訪問
-----------	--

7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

介護予防支援(介護予防サービス・支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はございません。

※ 介護保険適用の場合でも、介護予防支援費については、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1か月あたりについて、下記の料金を頂き、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。(サービス提供証明書を市区町村の窓口へ提出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

介護予防支援費 ・ 介護予防ケアマネジメント 従来型	4,791円(1か月)
介護予防ケアマネジメント 簡易型	3,826円(1か月)
初回加算 ※1	3,252円(1か月)
委託連携加算 ※2	3,252円(1か月)

※1 初回加算

新規及び過去2ヶ月以上に介護予防支援業務等を提供していない場合に介護予防サービス・支援計画を作成した場合、介護予防支援費に加算されます。

※2 委託連携加算

新規に介護予防サービス・支援計画を居宅介護支援事業所に外部委託した場合加算されます。

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費 (実費)	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります	利用のあった月ごとに集計し、翌月15日頃までに請求させていただきます。 お支払いについては、その月の末日までにご希望いたします。
本契約の解約料	4,791円	契約書本文第9条第1項ただし書の解約の申出により、直ちにこの契約を解約する場合には原則として解約料が必要です。	
申請代行料	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供 実施記録コピー 等代金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、契約日から利用者の要支援認定の有効期間の満了する日あるいは、介護予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間の満了する日までとします。ただし、有効期間の満了30日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期限まで、自動更新することとします。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する30日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

(利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。)

事業所は、利用者またはその家族等が、従事者等に対してこの契約を継続しがたいほどの行為をおこなった場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

10 個人情報の保護

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名・押印いただくこととなります。

11 サービス提供中における事故発生時の対応

《緊急時における確認事項》

- ① 身体状況で緊急に対応が必要であれば、主治医に連絡し指示を仰ぎます。
- ② 留守の場合は、家族に連絡します。
- ③ その他必要に応じ適切に対応します。

《市町村、家族等への連絡方法》

初回面接時に、利用者、家族同意の下に連絡先を確認し、緊急時の連絡手段をあらかじめ決めておきます。その際に必要があれば民生委員や行政連絡をとることがあることを説明させていただきます。緊急時に利用者宅へ入らなければいけないときに家族の同席が難しい場合には、警察、行政等立会いのもとに対応させていただきます。

《当事業所の再発防止策等》

- ① 利用者の身体状況をしっかりと把握し、観察することで事前に事故を防止し、何か変化があれば早急に家族、主治医に連絡します。
- ② 事故発生時等には、当法人で規定する『是正処置・予防処置手順書』に沿って再発防止に努めます。

12 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。当事業所は損害賠償保険に加入しています。

13 サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、下記までご連絡下さい。

◇ 当事業所の苦情相談窓口 医療法人 敬愛会

窓口名 苦情相談受付係 担当者 奥矢登世子	TEL 078-304-2255 FAX 078-304-2244 連絡先（受付時間 午前9時～午後5時）
--------------------------	---

◇ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について) 兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先 078-332-5617 受付時間 午前9時～午後5時15分
(介護保険全般に関するお問い合わせ) 神戸市保健福祉局介護保険課	連絡先 078-322-6228 受付時間（平日）午前8時45分～午後5時15分
(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて) 神戸市生活情報センター	連絡先 078-371-1221 受付時間 午前9時～午後12時 （平日） 午後1時～午後5時

14 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を記載します。

- ① 虐待防止委員会の開催
- ② 高齢者虐待防止の為に指針の整備
- ③ 虐待防止研修の実施
- ④ 専任担当者の配置 虐待防止委員 担当者 奥矢登世子

15 ハラスメント対策

事業所において職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的な言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ等行為
※上記は職員、取引先事業所の方、利用者及び家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し再発防止会議等により同事案が発生しない為の防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について教育し、また定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況等の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に必要な措置、利用契約解除等の措置を講じます。

16 衛生管理等

センターにおいて感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① センターにおける感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を開設し、従事者に周知徹底します。
感染防止委員 担当者 辻本明子
- ② センターにおける感染症の予防及びまん延防止の為の指針の整備をします。
- ③ 従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修を定期的実施します。

17 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定介護予防支援の継続的实施のため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 要介護認定前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明

付属別紙のとおり

19 委託先の指定居宅介護支援事業者

付属別紙2のとおり

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面（及び付
属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

あんしんすこやかセンター

所在地 神戸市中央区港島中町2丁目3-3

事業所 港島あんしんすこやかセンター

説明者

氏 名

印

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

神戸市中央区港島中町

利用者

住 所

氏 名

印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住 所

氏 名

印

(付属別紙)

要支援認定前に介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要支援認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する介護予防支援サービスについて

- 利用者が要支援認定までに、介護予防サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から14日以内に介護予防サービス計画を作成し、利用者にとって必要な介護予防サービス提供のための支援を行います。
- 介護予防サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した介護予防サービス計画については、要支援認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要支援認定後の契約の継続について

- 要支援認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。
このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙2に定める内容については終了することとなります。

3 要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合には、利用料はいただきません。

4 注意事項

要支援認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要支援認定前に提供された介護予防サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要支援認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。
この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

指定居宅介護支援事業者に委託する場合について

委託先の指定居宅介護支援事業所は下記の通りです。

事業所名	
担当介護支援専門員	
所在地	
連絡先	TEL FAX
緊急時の連絡先	TEL
管理者	
営業日	
営業時間	
サービス提供実施地域	